

## 役員報酬規程

### (総則)

第1条 社会福祉法人めぐむ会（以下「法人」）の役員についての報酬に関する事項はこの規程に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは法人の理事及び監事をいう。

### (報酬の種類)

第3条 法人役員の報酬は次のとおりとする。

1. 年間報酬
2. 旅費交通、福利厚生、その他の必要な実費費用
3. 退職金、感謝状

### (報酬と支給方法)

第4条 法人役員の報酬額は次の通りとする。

1) 理事長	年間	48万円（月4万円）
2) 業務執行理事	年間	24万円（月2万円）
3) 理事	年間	12万円（月1万円）
4) 監事	年間	6万円（月5千円）

支給は、年1回又は2回に分け支給する。

### (就任又は退任した場合の報酬)

第5条 法人役員が就任又は退任した月を報酬月分として支給される。

2. 施設兼務の法人役員が退任又は死亡した場合は、退職金を支給する。
3. 法人役員が一定年数在任した者について感謝状を授与する。

### (補則)

第6条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員の承認を得て定めるものとする。

2. 実施開始に関しては、当年度在任していた法人役員より適応する。

### 附則

この規程は 27年 9月 24日 より施行  
29年 4月 1日 より施行